

第1号議案 一般社団法人への移行申請に向けた定款変更承認の件

平成22年度通常総会の第4号議案において、当学会が公益社団法人への移行を見据えながら、一旦、一般社団法人に移行申請をすることのご承認を頂きました。

一般社団法人に移行するに当たっては、それに則った定款に変更する必要があります。

本総会では、別添の「一般社団法人物理探査学会定款」(案)をご承認頂きたくお諮りします。なお、申請に当って所管官庁からの指導等による字句等の軽微な変更については理事会に一任頂きたいと存じます。

現行の定款「社団法人物理探査学会定款」も添付致しましたのでご参照下さい。

変更にあたっては、一般社団法人に係るモデル定款に準拠して章構成、順序等を変更し、また、文言等についてもモデル定款を参考に變更しております。

以下、主要な条項について現行定款と変更定款を対比します。

(アンダーライン部が変更箇所)

| | | (名称) |
|-------|-----|---|
| 現 行 | 第1条 | この法人は、社団法人物理探査学会(The Society of Exploration Geophysicists of Japan)と称する。 |
| 変 更 後 | 第1条 | この法人は、 <u>一般社団法人物理探査学会</u> (The Society of Exploration Geophysicists of Japan)と称する。 |
| | | (目的) |
| 現 行 | 第4条 | この法人は、物理探査学に関する学理及びその応用について研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、物理探査学の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。 |
| 変 更 後 | 第4条 | この法人は、物理探査学の学理及びその応用に係る技術の進歩、普及、並びに物理探査に携わる技術者の資質の向上を図り、もってわが国の学術文化、並びに社会の発展に貢献、寄与することを目的とする。 |
| | | (事業) |
| 現 行 | 第5条 | この法人は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。 (1) 研究発表会、講演会等の開催 (2) 学会誌その他の刊行物の発行 (3) 研究及び調査の実施 (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰 (5) 関連学術団体との連絡及び協力 (6) 国際的な研究協力の推進 (7) その他目的を達成するために必要な事業 |
| 変 更 後 | 第5条 | この法人は、前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。 (1) <u>研究発表会等の開催事業</u> (2) <u>会誌、書籍の編集発行等の事業</u> (3) <u>研究開発、調査、コンソーシアム活動等の事業</u> (4) <u>講座、セミナーの開催、関連学協会との協力等の事業</u> (5) <u>物理探査に係る広報活動事業</u> (6) <u>物理探査学に係る研究、活動に対する表彰事業</u> (7) その他目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。 |

(種別)→(会員)

| | | |
|-------|-------|---|
| 現 行 | 第 6 条 | この法人の会員は、次のとおりとする。 (1)正会員 物理探査学及びその応用分野に関し学識経験を有する個人 (2)賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (3)名誉会員 物理探査学の発展に関して功績が特に顕著な者で、総会で 議決をもって薦された者 |
| 変 更 後 | 第 6 条 | この法人に、次の会員を置く。 (1)正 会 員 <u>この法人の事業に賛同して入会した個人</u> (2)賛助会員 <u>この法人の事業に賛同して入会した法人及び団体</u> (3)名誉会員 <u>この法人の発展に関して功績が特に顕著な個人</u> で、総会で議決をもつて <u>推薦された個人</u> 2 <u>この法人の社員は、正会員から選出された代議員をもって社員とする。</u> |

(退会) →(任意退会)

| | | |
|-------|--------|--|
| 現 行 | 第 10 条 | 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。 |
| 変 更 後 | 第 9 条 | 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 |

(除名)

| | | |
|-------|--------|--|
| 現 行 | 第 11 条 | 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。この場合、総会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。 (1)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。 (2)この法人の会員としての義務に反したとき。 (3)会費を3年以上滞納したとき。 |
| 変 更 後 | 第 10 条 | 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決によって当該会員を除名することができる。 (1) <u>この定款その他規則に違反したとき</u> (2) <u>この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</u> (3) <u>その他除名すべき正当な事由があるとき</u> |

(資格の喪失) →(会員資格の喪失)

| | | |
|-------|--------|--|
| 現 行 | 第 9 条 | 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。 (1)退会したとき。 (2)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は団体である会員が解散したとき (3)除名されたとき。 |
| 変 更 後 | 第 11 条 | 前2条 ^{注1)} の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。 (1) <u>第 8 条^{注2)}の会費支払い義務を果たさず、督促後なお 2 年以上履行しなかったとき</u> (2) <u>総正会員が同意したとき</u> (3) <u>正会員及び名誉会員にあっては当該会員が死亡したとき、賛助会員にあっては解散したとき</u> |

<注1) 前2条:変更後の第9条、第10条>

<注2) 第8条:変更後の(経費の負担)の条項>

(代議員の選任)

| | | |
|-----|--------|---|
| 現 行 | 第 21 条 | 代議員は、正会員の中から、選挙により選出し、総会で選任する。 2 代議員は、役員を兼ねることができない。 |
|-----|--------|---|

- 3 代議員の選挙は、別に定める規程に基づいて行う。
- 4 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。

| | | |
|-----|------|--|
| 変更後 | 第13条 | 代議員は正会員の中から <u>正会員による代議員選挙により選出する。代議員選挙は、別に定める規程に基づいて行う。</u> |
| | 2 | <u>全ての正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</u> |
| | 3 | <u>全ての正会員は、等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。</u> |
| | 4 | 代議員は、役員を兼ねることができない。 |
| | 5 | 代議員に欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。 |

(総会の議長)→(議長)

現 行 第29条 総会の議長は、会議の都度、出席社員の互選で定める。

変更後 第22条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員)

現 行 第12条 この法人は、次の役員を置く。

- (1)理事 17名以上 20名以内(うち会長1名、副会長2名、常務理事1名)
- (2)監事 2名

変更後 第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 10名以上 20名以内
- (2)監事 2名

(役員を選任)

現 行 第15条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

変更後 第28条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 副会長、常務理事及び常置委員会委員長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、この法人の理事、その親族その他特殊な関係にある者及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(総会の議決) ←新規

変更後 第24条 総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(剰余金の分配禁止) ←新規

変更後 第44条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止) ←新規

変更後 第45条 この法人は、この法人の会員、役員若しくは使用人、又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

- 2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者、又は特定の個人若しくは団体の利益を諮る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

(定款の変更)

現行 第47条 この定款は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

変更後 第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

現行 第48条 この法人の解散は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

変更後 第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)→(残余財産の帰属)

現行 第49条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

変更後 第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)←新規

変更後 第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

以上